

運転免許証等の写真の基準

1 適切な写真

(1) 条件

カラー・白黒を問わず、申請前6月以内に撮影した無帽（※参照）、正面、上三分身、無背景の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
 ※宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く

(2) サイズ

仮運転免許証、運転免許証、運転経歴証明書・・・縦3.0cm×横2.4cm

2 不適切な写真



顔や服が背景と同化している



顔に陰影がある



頭や顔の一部が写っていない



顔が傾いている



衣類で顔の輪郭が隠れている



髪で目が隠れている



帽子等をかぶっている



カラーコンタクトをしている



正面を向いていない



上三分身より大きい



上三分身より小さい



色彩の強い眼鏡等をしている



視線が正面を向いていない



写真が明るすぎる



写真が暗すぎる



口が開いている



顔が中心からずれている



背景が極端な原色

- 写真に、汚れ、傷、色むら、退色等がある
- 目を開きすぎている、又は閉じている
- 眼鏡のフレームやレンズが光って目が隠れている
- 笑っている等、通常の表情と著しく異なっている
- 申請用写真が、現在の容姿と著しく異なっている
- イヤホン、ヘッドホン等を装着している
- 写真を加工している
- 写真用紙以外に印刷している
- 裏面に記入した文字が透けている
- ピントが合っていない

3 その他

(1) 福井県公安委員会の審査により、運転免許証等の写真が不適切であると判断した場合は、再度ご提出をいただくか当日撮り直しをさせていただきます。

(2) 運転免許証等の写真について分からないことがあればお問い合わせください。

福井県運転者教育センター（平日 8:30～17:15）

- ・春江 坂井市春江町針原58-10 0776-51-2820
- ・丹南 越前市余田町2-1-1 0778-21-3613
- ・奥越 大野市南新在家32-1-4 0779-66-7700
- ・嶺南 三方上中郡若狭町倉見1-51 0770-45-2121